

和光市総合体育館指定管理者選定委員会の選定結果

1 選定の経過

事 項	日 程
第1回和光市総合体育館指定管理者選定委員会 (指定管理者の選定スケジュールの確定、公募要項等の検討)	令和4年3月22日(火)
公募要項等の配布	令和4年5月9日(月)～
募集説明会・施設見学会	令和4年5月27日(金)
質問書の受付	令和4年5月27日(金) ～31日(火)
質問書の回答	令和4年6月9日(木)
申請書の受付	令和4年6月15日(水) ～16日(木)
第2回和光市総合体育館指定管理者選定委員会 (第一次選考(書類審査))	令和4年6月29日(水)
第3回和光市総合体育館指定管理者選定委員会 (第二次選考(面接審査))	令和4年7月8日(金)

2 応募団体数 5団体

3 選定にあたっての考え方

(1) 第一次選考(書類審査)

応募団体から提出された事業計画書等の応募書類を、選定委員会の各委員が評価項目ごとに採点し、全委員の合計点数が高い団体から順に4団体を第一次選考通過者とする事としました。合計点が高同点の場合は、指定管理料の提案額が低い団体を上位とする事としました。

ただし、全委員の合計点数が満点の7割に達しない団体については、第一次選考通過者としなないこととしました。

(2) 第二次選考(面接審査)

第一次選考を通過した4団体を対象に、公開プレゼンテーション及びヒアリングを行い、その説明及び質疑応答の内容を踏まえ、総合的に評価を行うこととしました。選定委員会の各委員は、評価項目ごとに採点し、全委員の合計点数が最も高い団体を優先交渉権者に、第2位の団体を次点交渉権者に選定することとしました。合計点が高同点の場合は、指定管理料の提案額が低い団体を上位とする事としました。

- (3) 第一次選考及び第二次選考ともに選定する際の基準は、和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に規定する基準を基本として、次の選定基準に基づき、審査しました。

選 定 基 準	
評 価 項 目	配点 (委員1人あたり)
1 指定管理者としての適正	
(1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針	10点
(2) 安定的な人的基盤	5点
(3) 安定的な財政基盤	5点
(4) 実績や経験など	5点
2 管理運営計画の有効性	
(1) 業務の実施体制、職員の研修・育成	10点
(2) 公平な利用の確保	5点
(3) 施設の利用促進・情報発信	5点
(4) 利用者サービス・利便性向上への取組	10点
(5) 自主事業の計画	5点
(6) 緊急時の対策	5点
(7) 施設の維持管理	10点
3 管理運営経費の妥当性	
(1) 収支計画	10点
(2) 収入増加・経費縮減の取組	10点
4 その他(情報管理・法令遵守・地域経済貢献・コロナ対策)	5点
合 計	100点

6 選定結果及び選定理由

(1) 選定結果

① 優先交渉権者

【共同事業体】セイカスポーツセンター・クリーン工房共同事業体
 (代表構成員) 株式会社セイカスポーツセンター
 鹿児島県鹿児島市宇宿二丁目18番27号
 (構 成 員) 株式会社クリーン工房
 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
 さいたま新都心LAタワー30F

総合評価点 400点満点中 **337点**

※総合評価点は委員4名の合計点

② 次点交渉権者

【共同事業体】 わこう健康づくりパートナーズ

(代表構成員) コナミスポーツ株式会社

東京都品川区東品川四丁目10番1号

(構 成 員) 毎日興業株式会社

埼玉県さいたま市大宮区浅間町二丁目244番1

(構 成 員) 株式会社埼玉新聞社

埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目282番3号

総合評価点 400点満点中 **312点**

※総合評価点は委員4名の合計点

(2) 「セイカスポーツセンター・クリーン工房共同事業体」の選定理由

- ① 現指定管理者として、第三期指定管理期間において、初年度から新型コロナウイルス感染症拡大前までの間、確実に利用者を増やし、かつ指定管理全期間において、施設の清掃・修繕等の維持管理に積極的に取り組み、利用者の環境整備に努めてきた実績が高く評価できる。
- ② 和光市総合振興計画等の市の計画をよく理解し、市の施策に沿った取り組みが高く評価できる。
- ③ 市民サービス向上及び施設の有効活用のため、積極的に施設へ投資する姿勢が高く評価でき、またそれらが収支計画にも反映されていることから、高い計画実効性が期待できる。
- ④ 良好な財政基盤を有しており、次期指定管理期間中も安定した管理運営が期待できる。